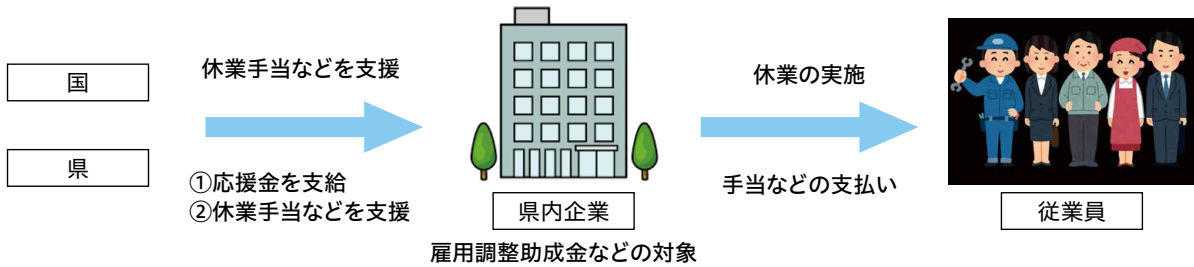


新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業や組合などを支援します!

従業員の雇用を守りたいけれど、経営が苦しい…

従業員の雇用を守る
事業主を応援します!



① 事業主の皆さんが会社や店舗をお休みした場合でも、その日数に応じて県独自の応援金を受け取ることができます。

(雇用維持事業主応援金)

〔支給額〕 事業主1人の場合:1万円×休業日数 事業主・役員2人以上の場合:2万円×休業日数

〔上限額〕 1企業あたり50万円

② 従業員に支払った休業手当などへの助成を受けることができます。

(雇用維持緊急助成金)

〔助成率〕 休業手当などの総額の1/10 ※国の雇用調整助成金と合わせて全額を助成

〔上限額〕 1事業所あたり100万円

問い合わせ先 労働政策課 ☎0776-20-0390 FAX 0776-20-0648

詳しくはこちら↓



売上が減ったけれどお店は続けたい!でも、家賃や光熱水費の支払いが苦しい…

固定費などの支払いを
応援します!

雇用調整助成金などの給付を受けられない小規模事業者などに対し、売上回復まで重い負担となる固定費の支払いを支援します。

(小規模事業者等再起応援金)

〔支給額〕 1企業あたり10万円 (申請締切) 7月10日(金)

問い合わせ先 県再起応援金コールセンター ☎0776-20-0766(平日9:00~17:00)

詳しくはこちら↓



専門家が申請手続きを支援します!

～よくあるご質問～

中小企業診断士などの専門家が、オンラインで支援施策の提案から申請手続きの完了まで支援します。

★相談時間 9時～17時(無休)

チャット相談はこちら →
回答が見返せて安心!
電話相談も可能です。



問い合わせ先 オンライン総合相談窓口
☎0776-67-7421

支援制度をまとめたパンフレット

国や県の支援制度を、分かりやすく
まとめました。 県HPをご覧ください→



※令和2年6月12日時点の情報です

Q.個人事業主やフリーランスなど、いわゆる「一人親方」への支援は?

A.労災非適用の「一人親方」事業所は、固定費の支払いを支援する小規模事業者等再起応援金の対象です。

Q.家族だけで商売をしている場合や、農林水産業は?

A.別居の親族を従業員として雇っている場合や、農林水産業なども、国の雇用調整助成金、県の雇用維持事業主応援金や雇用維持緊急助成金の対象となる可能性があります。詳しくは、各問い合わせ先や総合相談窓口にお問い合わせください。

Q.雇用維持事業主応援金や雇用維持緊急助成金の申請は、国の雇用調整助成金の支給決定が必要ですか?

A.雇用維持事業主応援金については、国に申請した段階で、県への申請が可能です(国への申請書の写しを添付)。